

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名		土地開発公社の経営健全化の推進			担当部局名	自治行政局 地域振興課
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)		<p>土地開発公社は、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと等を目的としている。しかし、近年、地方公共団体等の財政事情の変化や事業の見直し等によって保有期間が長くなった土地が累増し、金利負担が増加する等、経営環境は厳しさを増している。</p> <p>土地開発公社の経営健全化のためには、保有土地の処分や金利負担の軽減等が必要であり、特に地方公共団体が要請して取得した土地について、設立団体による再取得の促進が重要である。</p> <p>そこで、長期保有土地の処分の促進が、設立地方公共団体の策定した計画どおりに進展しているかを施策の進行管理のための指標及び目標とする。</p>				
主な指標の状況		目標値	目標年度	15年度		
		経営健全化公社が5年以上保有する土地の簿価総額	▲6,500億円 (11年度末比)	17年度	▲3,900億円 (同)	
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要		○年度	○年度
			該当なし			
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要			
			該当なし			
情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要				
	地方財政措置	公共用地先行取得等事業債の弾力運用や特別交付税措置等の支援措置を講じている。				
(業務改善への取組状況)		該当なし				
本施策に関する課題等の状況	(課題等の状況) 全土地開発公社の平成15年度末5年以上保有土地(金額ベース)は対前年度比1.1%減であったが、経営健全化公社の平成15年度末5年以上保有土地(金額ベース)は、対前年度比9.7%減であった。このことから、土地開発公社経営健全化対策は有効であり、引き続き、公社経営健全化団体における経営健全化計画の円滑な実施が図られるよう要請する。				予	制
本施策に関する専門家の意見等	構造改革特区の第4次提案に対する政府の対応方針(平成16年2月20日構造改革特別区域推進本部決定)、地域再生推進のためのプログラム(平成16年2月27日地域再生本部決定)等を踏まえ、土地開発公社の経営健全化の観点から土地開発公社の経営健全化のための措置の必要性について評価を行った。					情
本施策に関する主な資料	「平成15年度土地開発公社事業実績調査結果概要」 (平成16年12月27日記者発表資料) http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041227_14.html					